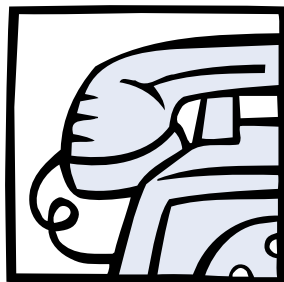


個人情報 むやみにばらまかないで



携帯サイトなどを通じて、知らず知らずのうちに個人情報を自ら提供してしまうことがあります。思わぬトラブルに巻き込まれないように、自分の大事な情報は自分で守りましょう。

A子さんからの相談



『プロフ』
で知り合った
女子高校生と
友だちになっ
た。悩みも聞

いてくれて、一日に何度もメールのやりとりをした。しばらくして、一通のメール交換で千円かかると知らされ、5万円の請求を受けた。使ったのは事実なので、仕方なく支払ったが、その後も脅迫のメールが続いている。

B子さんからの相談



インターネットの
掲示板で知り合った
男子高校生とメール
でやりとりをするう
ち、気の許せるボー

イフレンドと思うようになった。「下着姿の写真を送ってほしい」との要求にも、嫌われたくない一心で写真を送った。その後、要求はエスカレートし、「裸の写真を送ってほしい」と要求された。さすがに断ったところ、「下着姿の写真をばらまく」と脅された。

C男さんからの相談



「アンケー
トに答えてく
れた人にプレ
ゼント」とい
うメールが携

帯電話に送られてきたので、名前や住所、電話番号などの個人情報を入力したところ、見知らぬ業者から広告メールや勧誘の電話が殺到するようになって、困っている。

お答えします

『プロフ』とは、プロフィールサイトの略で、主に携帯電話を使って、名前や住所、血液型、趣味などの質問項目を入力すると、手軽に自己紹介のページができます。このページに日記のように書いたり、見た人が返事を書いたりすることができるサイトです。プロフに、おもしろおかしくプライバシーをさらけだすとアクセス数が多くなり、人気者になった気分になります。

しかし、気をつけてください。プロフや掲示板に書いた個人情報は、世界中の人が見ることができるのです。Aさんの「友だち」は、本当に女子高校生でしょうか。Bさんの「ボーイフレンド」は、本当に男子高校生でしょうか。プロフを見ている人は同年代の人ばかりではないし、善意

の人とは限りません。高校生になりすました大人が、犯罪のターゲットを探していることもあるなど、トラブルに巻き込まれるケースが増えています。Aさんのように不当な請求をされたり、Bさんのように性犯罪に巻き込まれたりすることもあります。

また、C男さんは、携帯サイトの登録画面に個人情報を書き込むとき、この情報がどのように使われるか、なぜ、必要なのか考えたでしょうか。一度他人に知られてしまった個人情報は取り返すことができません。個人情報をむやみにばらまいてはいけません。

もし、不当な請求や要求があつたら無視することです。不安を感じたら警察や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。携帯電話会社やプロバイダーの相談窓口連絡して、迷惑メールや迷惑電話対策サービスを利用することも有効です。



2月の消費生活相談

相談日等 2月4日(月)、13日(水)、18日(月)、25日(月)
午前10時～正午、午後1時～3時

☎(93)7700

(都合により相談日が変更になることがありますので、事前にご確認ください)

問合せ

埼玉県消費生活支援センター春日部

☎048(734)0999 午前9時30分～正午

午後1時～4時(土・日・祝日は休業)

産業振興課商工観光係 内線245・246